

第2次
加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(案)

平成 年 月
加 東 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の目的.....	2
2. 定義.....	2
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 計画策定の背景.....	3
第2章 本市のDVを取り巻く現状.....	9
1. 本市のDV相談の状況.....	10
2. 第1次計画の取組.....	12
3. 市民のDVに関する意識と実態.....	15
4. 高校生のデートDVに対する意識と実態.....	25
第3章 施策の基本的な考え方.....	31
1. DV対策計画の基本的な考え方.....	32
第4章 具体的施策.....	37
基本課題Ⅰ 相談体制の充実.....	38
1. 相談窓口体制の周知と充実.....	38
2. 相談員等の資質向上.....	39
基本課題Ⅱ 被害者の安全確保.....	40
1. 緊急時における安全確保.....	40
2. 被害者の情報の保護.....	41
3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援.....	41
基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援.....	43
1. 被害者の自立に向けた支援.....	43
2. 被害者の子どもへの支援.....	44
基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進.....	46
1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発.....	46
2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発.....	47
3. DVに関する調査研究.....	47
基本課題Ⅴ 支援体制の充実.....	49
1. 庁内支援体制の整備.....	49
2. 関係機関との支援体制の強化.....	49
3. 支援を担う人材の育成.....	50
第5章 計画の推進.....	51
1. 市の推進体制の確立.....	52
2. 国・県等関係機関との連携の推進.....	52
3. DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究.....	52

資料編.....	53
1. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱.....	54
2. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿.....	56
3. 第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定経過.....	57
4. 用語解説.....	58

※説明が必要な言葉には「*（番号）」を付けています。資料編に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。用語解説は、あいうえお順に掲載しています。

第 1 章 計画策定の趣旨

年表記は、「西暦（元号）年」または「西暦（元号）年度」に表記を改めています。

1. 計画策定の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{*14}。以下、DVという。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向にあります。このため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、子どもの目の前で行われるDVは子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待^{*3}となる行為です。

さらに、交際相手からの暴力、いわゆるデートDV^{*13}も許されない行為です。特に若年層ではSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス^{*11}）の急速な広がり等により、被害の形態も多様化しています。

DV被害者（以下、被害者という。）の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われています。男女が社会のパートナーとして様々な分野で活躍する男女共同参画を実現するためには、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりが求められています。

本市では、2014（平成26）年に「加東市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、DV対策の体系的かつ計画的な推進を図ってきました。本計画は、これまでの取り組みの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、新たに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画として策定するものです。

2. 定義

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律^{*17}」（以下、DV防止法という。）に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力も対象としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第二条の三第3項の規定に基づく計画であり、国が示す基本方針に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市においてDV対策に取り組むための指針とするものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間とします。ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。



5. 計画策定の背景

(1) DV対策に関する社会的背景及び社会的潮流

DV対策は、2001（平成13）年にDV防止法が制定され、2004（平成16）年の同法改正を踏まえて策定された「配偶者からの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針という。）に基づいて、順次都道府県において基本計画が策定されてきました。その後、2007（平成19）年の同法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務に位置付けられ、地域に根ざしたきめ細かな支援の実施が図られるよう進められてきました。そして同法は、2013（平成25）年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象とする内容へと改正されました。このように、3度の法改正を経て、暴力の定義や保護の対象が拡大し、国や県、市町村において配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護等に関する取り組みが積極的に展開されています。

しかし、2017（平成29）年度に内閣府が全国の男女5,000人を対象に行った「男女間における暴力に関する調査」では配偶者からの暴力の被害経験者は全体では26.1%となっており、性別毎に算出すると女性は31.3%、男性は19.9%が被害を受けたことがあると回答しています。また、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人のうち、命の危険を感じたことがあるという人は全体では10.9%となっており、性別毎に算出すると女性では15.0%、男性では3.1%となっています。そして、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人の21.4%が子どもへの被害があったと回答しています。

また、同調査では交際相手からの暴力の被害経験者は全体では16.7%となっており、性別毎に算出すると女性は21.4%、男性は11.5%となっています。交際相手からの暴力により命の危険を感じたことがあるという人は全体では18.3%となっており、性別毎に算出すると女性では21.3%、男性では12.1%となっています。さらに、交際相手からの暴力については、命の危険を感じた人が男女ともにより多くなっています。

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。しかし、前述のように、内閣府の調査では依然として多くの人が配偶者等から暴力を受けた経験があることが明らかとなっており、子どももその被害者となっています。また、近年は若年層の男女間における暴力（デートDV）も顕著であり、年齢や婚姻関係にかかわらず、全ての人を対象にあらゆる暴力の根絶に向けてより一層の取り組みが必要となっています。加えて、近年はストーーカー行為やSNS等を利用した被害も深刻化しており、実態把握と多様化する暴力の実態を踏まえた対応策の検討がより重要性を増しています。被害者が複合的に困難な状況にある場合、その特性に応じたきめ細かな支援が必要となることから、今後のDV対策と被害者支援においてはより多角的な視点を持って臨む必要があります。

(2) 国の動き

国においては、前述のとおりDV防止法の制定、2004（平成16）年の法改正、また同年に「基本方針」を示して都道府県に基本計画の策定を義務づけ、2007（平成19）年の法改正において、保護命令制度^{*20}がさらに拡充し、市町村に基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター^{*17}の機能整備を努力義務に位置付けました。

さらに、2013（平成25）年の法改正において、この法律で保護される対象者が拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても配偶者からの暴力に準用することになりました。このように、配偶者等からの暴力が犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DV防止法の3度にわたる改正を経て、被害者の保護と自立支援体制の整備が図られてきました。

しかし一方では、警察や配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は依然として多く、近年では交際相手からの暴力等による被害を受ける者の低年齢化が懸念されるなど、深刻な状況となり、2014（平成26）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）^{*4}」を施行しました。また、2017（平成29）年に改正法が全面施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）^{*7}」では、規制対象行為の拡大や、警告を経ずに禁止命令が行えること、ストーカー行為罪の非親告罪化等、被害者への危害を防止し、安全安心の確保に努めることに、重点が置かれるようになりました。さらに同年には刑法を改正し、強姦罪の名称を強制性交等罪に変更、被害者の性別規定の廃止、親告罪規定の削除等性犯罪が厳罰化しています。

図表 国の動き

年	国の動き
1999 (平成 11) 年	「男女共同参画社会基本法」交付、施行
2000 (平成 12) 年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」策定
2001 (平成 13) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」施行 ・配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律
2002 (平成 14) 年	「配偶者暴力相談支援センターに関する規定」施行 ・都道府県の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを規定
2004 (平成 16) 年	DV防止法改正 ・DVの定義を精神的暴力を含むものに拡大 ・離婚後・婚姻取消後に引き続き受ける身体に対する暴力を対象に追加 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（都道府県による基本計画の策定が義務付けられた）を示す
2005 (平成 17) 年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2007 (平成 19) 年	DV防止法改正 ・生命又は身体を加害する脅迫を受けた被害者を保護命令の申立ての対象に追加 ・市町村へ基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能整備を努力義務に位置付ける
2010 (平成 22) 年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2013 (平成 25) 年	DV防止法改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」へ名称変更 ・生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力についても法律を準用することを追加
2014 (平成 26) 年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」
2015 (平成 27) 年	「第4次男女共同参画基本計画」策定
2017 (平成 29) 年	「改正ストーカー規制法」全面施行 ・警察がストーカー加害者に警告なく禁止命令の発令が可能になる性犯罪に関する改正刑法が施行 ・「強姦罪」が「強制性交罪」へ名称変更 ・被害者の性別規定の廃止 ・「親告罪」の規定が削除され、告訴がなくても起訴が可能となる

(3) 兵庫県の動き

兵庫県においては、2006（平成18）年に、DV対策にかかる施策を総合的・計画的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定されました。

その後、2009（平成21）年4月からの第2期計画を経て、2014（平成26）年4月には計画名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に改め第3期計画をスタートさせています。第3期計画では、施策の基本的方向に「DV防止に向けた啓発・教育の推進」、「市町のDV対策の促進」、「相談体制の充実」、「緊急時の安全確保」、「自立支援の推進」、「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の6つを掲げ、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して積極的な取り組みを推進されています。

図表 県の動き

年	県の動き
2001 （平成13）年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」策定
2006 （平成18）年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本とする ・被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援対戦の整備を柱とする
2009 （平成21）年	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第2期計画）策定 ・DV防止法の改訂に伴い改訂 ・2期計画の数値目標は概ね達成
2010 （平成22）年	「大学生向けデートDV防止啓発パンフレット」作成 「兵庫県男女共同参画計画－新ひょうご男女共同参画プラン21－後期実施計画」策定
2014 （平成26）年	「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」の第3期計画として策定し、計画名称が変更された ・市町との連携を行いながらDV対策を推進する
2016 （平成28）年	「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」の策定

(4) 本市の動き

本市においては、2009（平成 21）年 4 月に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進していくための 4 つの基本目標のひとつである「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」に向けて、女性のための相談の実施、若年層へのデートDV防止授業等に取り組んできました。

その後、2014（平成 26）年 4 月に「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定し、本市のDV被害の現状や課題を踏まえ、暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し被害者の安全確保や自立に向けた支援など、被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施してきました。

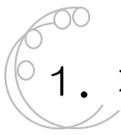
また、2017（平成 29）年 4 月に「加東市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV被害者の身近な相談窓口を明確化し、相談体制の充実を図っています。

本計画は、これらの計画を一層推し進め、DVの根絶と被害者の自立支援に向けて、新たに「第 2 次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定するものです。

図表 本市の動き

年	本市の動き
2009 （平成 21）年	「加東市男女共同参画プラン」策定 ・ 女性のための相談を実施 ・ 若年層へのデートDV防止授業等に取り組む
2014 （平成 26）年	「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定 ・ DV防止に向けた啓発を推進 ・ 被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施
2017 （平成 29）年	「加東市配偶者暴力相談支援センター」開設 ・ 相談体制を充実

第2章 本市のDVを取り巻く現状



1. 本市のDV相談の状況

(1) 相談件数の推移

本市における相談延件数及び相談実件数は、2013（平成 25）年度から 2014（平成 26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成 27）年度以降は増加し、2017（平成 29）年度は相談延件数 197 件となっています。

兵庫県の市・町における相談延件数は 2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度にかけて増加していましたが、2016（平成 28）年度は 12,970 件となっており、2015（平成 27）年度（13,268 件）から 298 件減少しています。

兵庫県関係機関における相談件数は 2013（平成 25）年度以降減少傾向にあり、2016（平成 28）年度は 2,110 件となっています。

配偶者暴力支援センターにおける相談件数は、全国では 2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度にかけて増加していましたが、2016（平成 28）年度は 106,367 件となっており、2015（平成 27）年度（111,172 件）から 4,805 件減少しています。

警察における配偶者等からの暴力相談件数（警察庁）は年々増加傾向にあり、兵庫県警察本部における相談件数も年々増加傾向にあります。

図表 DV相談件数の推移

(件)

		2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
加東市	相談延件数	87	72	102	149	197
兵庫県	市・町における 相談延件数	11,687	12,995	13,268	12,970	12,812
兵庫県関係機関における 相談件数（※ 1）		2,424	2,231	1,924	2,115	2,596
配偶者暴力 支援セン ターにお ける相 談件数	全国	99,961	102,963	111,172	106,367	—
警察にお ける配 偶者等 からの 暴力 相 談 件 数 (※ 2)	兵庫県警察本部	2,113	2,535	2,736	3,010	3,380
	警察庁（※ 3）	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455

（※ 1）兵庫県関係機関とは、県女性家庭センター^{*19}、県立男女共同参画センター、県子ども家庭センター^{*2}等

（※ 2）警察における件数は各年中

（※ 3）2014（平成 26）年以降新たに「生活の本拠を共にする交際関係」が追加されている。

資料：兵庫県「平成 28 年度県下におけるDV相談等の状況について」、兵庫県警「ストーカー・DV 白書」、警察庁「平成 29 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」、内閣府男女共同参画局

(2) 一時保護・保護命令の状況

一時保護^{*1}件数の推移をみると、本市では1件または2件で推移しており、概ね横ばいです。兵庫県では2013（平成25）年度以降減少傾向にあり、2016（平成28）年度は145件となっています。

図表 一時保護件数の推移

(件)

	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
加東市	1	2	0	1	2
兵庫県	204	194	174	145	136

資料：兵庫県「平成28年度県下におけるDV相談等の状況について」

保護命令件数の推移をみると、本市では2015（平成27）年度と2017（平成29）年度に1件となっています。兵庫県では、2014（平成26）年度の123件をピークに2016（平成28）年度まで減少傾向にありましたが、2017（平成29）年度は再び増加し、109件となっています。

図表 保護命令件数の推移

(件)

	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
加東市	0	0	1	0	1
兵庫県	105	123	110	102	109

※兵庫県の数値は、兵庫県警に通知があったものであり、各年中の件数を示している。

資料：兵庫県警「ストーカー・DV白書」



2. 第1次計画の取組

基本課題Ⅰ 相談体制の充実

【取組概要】

①相談窓口体制の整備・充実

- ・専門の相談員による女性のための相談窓口を実施し、女性が抱える様々な悩みの相談事業を実施しました。
- ・2017（平成29）年4月に加東市配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV被害者への相談・支援を行いました。

②相談員等の資質の向上

- ・DV相談に従事する職員が各種研修会に参加し、迅速かつ適正な支援及び二次的被害^{*15}の防止等の実務能力の向上を図りました。

図表 研修参加回数

	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
研修参加回数	7	6	7	10	9	8

基本課題Ⅱ 被害者の安全な保護と自立支援

【取組概要】

①緊急時における安全確保

- ・被害者からの緊急な相談に対し、警察や県配偶者暴力相談支援センター等との連携を密にし、一時保護までの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保しました。

②被害者の情報の保護

- ・住民基本台帳閲覧等の制限の申し出があった場合、関係部署と連携して迅速かつ適切に対応し、被害者にかかる情報の保護及び被害者の安全確保を図りました。

③保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

- ・被害者に対して、保護命令制度について情報提供するとともに、保護命令申立書等の書面作成に関するサポートを行いました。
- ・被害者が保護命令制度を裁判所に申し立てるにあたり、相談員等による裁判所への同行支援を行いました。

④被害者の自立に向けた支援

- ・被害者の置かれた状況に応じて、生活保護法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用して生活再建が図れるよう支援しました。
- ・離婚や親権等、司法手続きに関する相談機関についての情報を提供しました。

⑤被害者の子どもへの支援

- ・被害者の子どもの就学や保育について、関係部署へ手続きのための同行支援を行いました。

基本課題Ⅲ DV防止に向けた啓発・教育の推進

【取組概要】

①DV防止のための市民への啓発

- ・DV被害の相談先を案内するカードを作成し、公共施設等に設置しました。
- ・市の開催するイベントなどで「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルである「パープルリボン^{*18}」にちなんだ啓発活動を行いました。

②学校におけるDV防止教育の推進

- ・市内の3中学校の3年生を対象に、デートDV防止授業を継続して行いました。

図表 中学生等に対するデートDV防止授業の実施状況

日時		内容	実施校	参加者数
2013（平成25）年	10月4日	対等な関係をつくろう～デートDVを防止するために～	滝野中学校3年生	131名
	10月18日		社中学校3年生	156名
2014（平成26）年	10月23日		滝野中学校3年生	136名
	10月10日		社中学校3年生	168名
	10月7日		東条中学校3年生	44名
2015（平成27）年	10月9日		滝野中学校3年生	135名
	10月13日		社中学校3年生	159名
	11月24日		東条中学校3年生	60名
2016（平成28）年	10月14日		滝野中学校3年生	138名
	10月27日		社中学校3年生	146名
	11月11日		東条中学校3年生	55名
2017（平成29）年	11月9日		滝野中学校3年生	114名
	11月14日		社中学校3年生	178名
	11月17日		東条中学校3年生	63名
2018（平成30）年	2月4日		デートDVってなに？～デートDVに気づき、防止するには～	加東市連合PTA研修会

③DVに関する調査研究

- ・DVやデートDVに関する市民意識調査と高校生意識調査を実施しました。

【取組概要】

① 庁内支援体制の整備

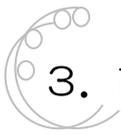
- ・ 庁内の関係部署と円滑な支援体制がとれるように作成した「DV相談マニュアル」を毎年更新し、庁内関係部署間で被害者対応に関する知識を共有しました。
- ・ DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行い、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持つ機会も設けました。

② 関係機関との支援体制の強化

- ・ 被害者やその子どもの安全確保のために兵庫県女性家庭センター、兵庫県子ども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、一時保護等を実施しました。

③ 支援を担う人材の育成

- ・ 被害者支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、実務能力の向上を図りました。



3. 市民のDVに関する意識と実態

(1) 意識調査の実施概要

DVに関する市民の意識と実態を把握し、本計画の策定と今後の施策推進を目的に、2017（平成29）年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	市民意識調査
調査対象	2017（平成29）年4月1日現在、市内に居住する18歳以上の市民
対象者数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	〈配布〉郵送、〈回収〉郵送またはインターネットによる方法を回答者が選択
調査期間	2017（平成29）年8月23日（水）～2017（平成29）年9月15日（金）

図表 回収状況

調査の種類	市民意識調査
発送数	4,000票
回収数	1,490票
無効票	0票
有効回答数	1,490票
有効回答率	37.3%

図表 調査内容

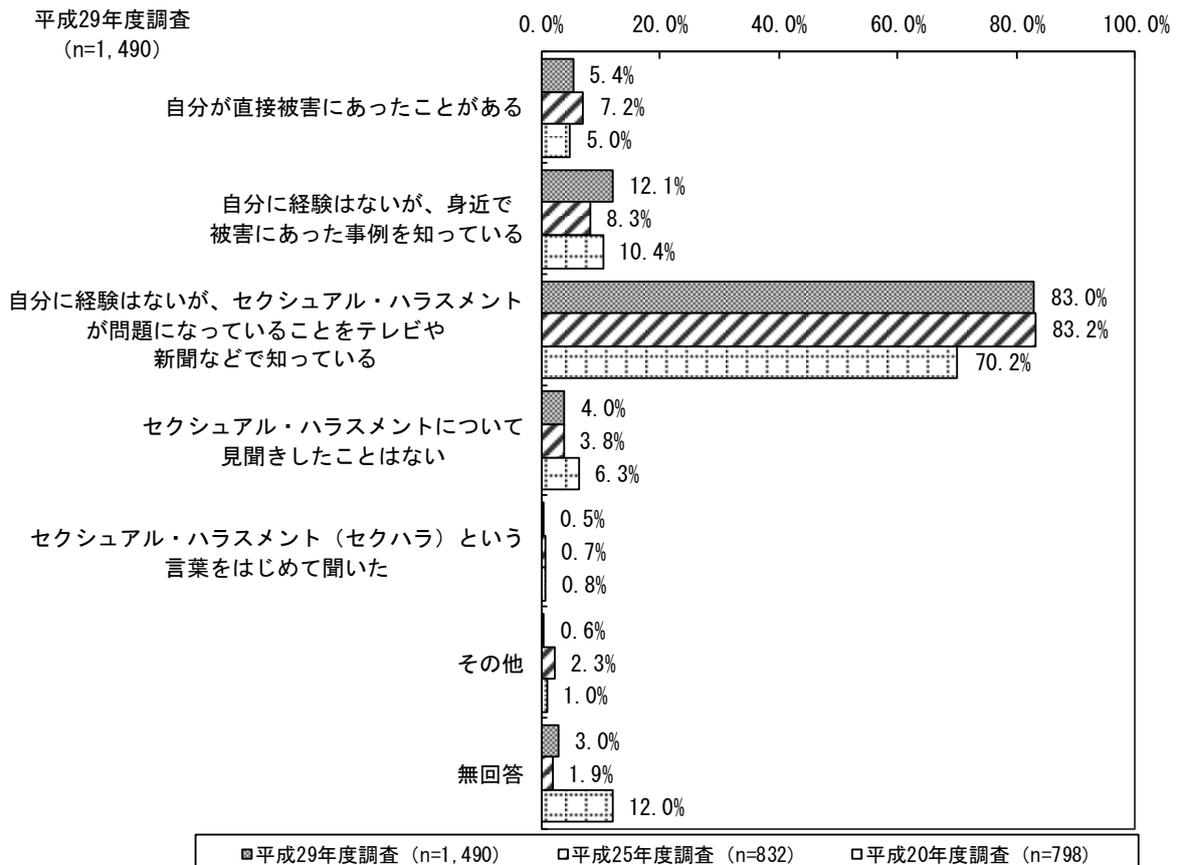
市民意識調査
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに対する虐待の経験等 ●高齢者に対する虐待の経験等 ●セクシュアル・ハラスメント*10の経験等 ●セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときの対応 ●「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知度 ●デートDVの認知度 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度 ●「配偶者暴力相談支援センター」の認知度 ●暴力にあたると思う行為 ●配偶者や交際相手から暴力を受けた経験 ●保護者間の暴力行為を子どもは知っているか ●配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手 ●配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由 ●配偶者や交際相手から最初に暴力を受けたときの対応とその理由 ●配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要なこと

(2) 意識調査の主な概要

①セクシュアル・ハラスメントの経験等

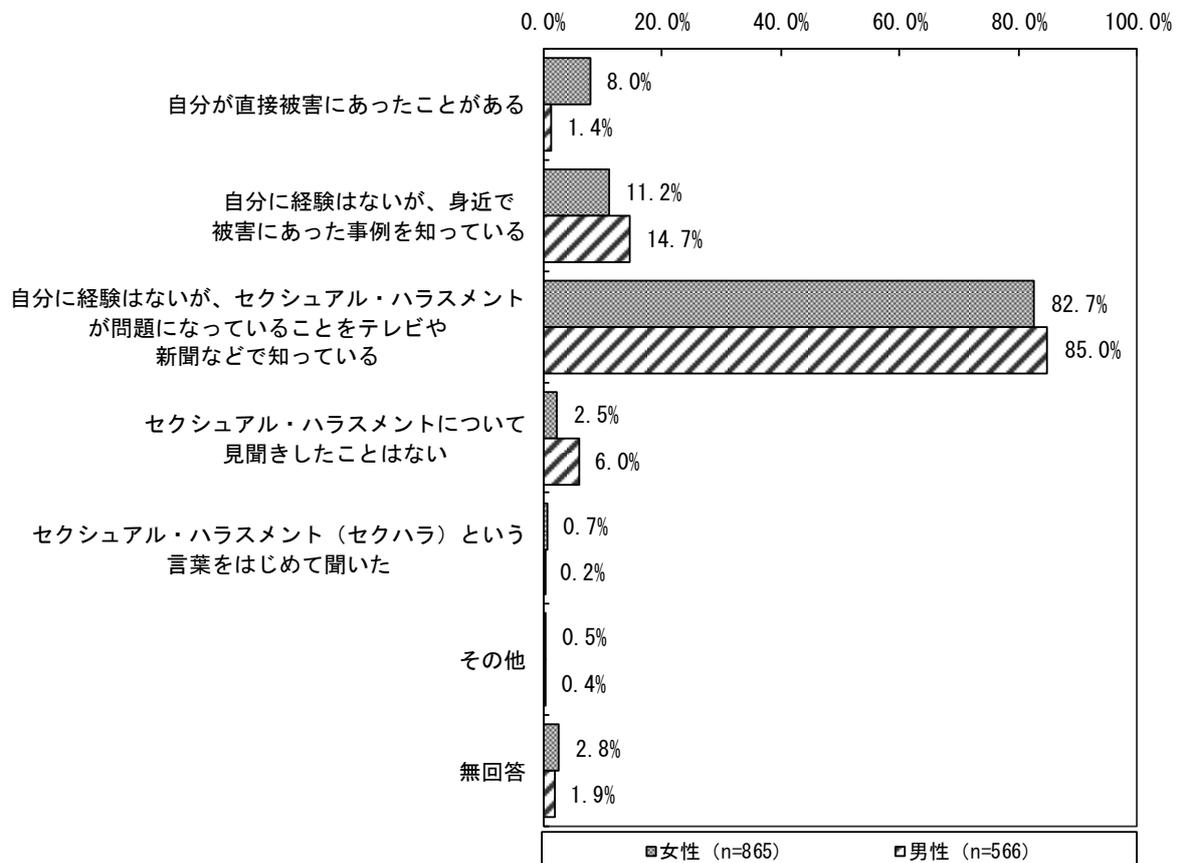
セクシュアル・ハラスメントの経験等を尋ねたところ、「自分が直接被害を受けたことがある」は 5.4%となっています。2013（平成 25）年度調査と比べると、1.8 ポイント減少しています。

図表 セクシュアル・ハラスメントの経験等



性別でみると、「自分が直接被害を受けたことがある」男性は1.4%ですが、女性は8.0%と男性を大きく上回っています。一方、男性は女性と比べて「自分に経験はないが、身近で被害にあった事例を知っている」がやや多くなっています。

図表 性別 セクシュアル・ハラスメントの経験等



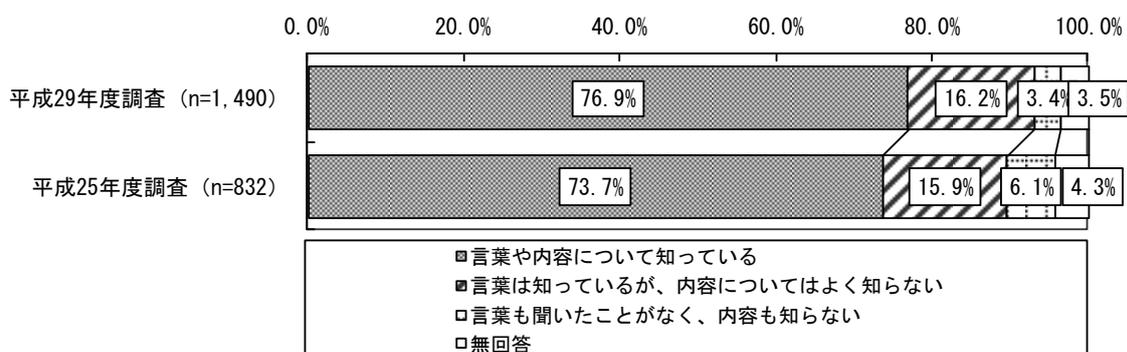
男性もセクシュアル・ハラスメントの経験がありますが、女性のほうが多く約1割の人がセクシュアル・ハラスメントの経験があると回答しています。

② 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」 「デートDV」の認知状況

ア. 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が76.9%となっています。

図表 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況



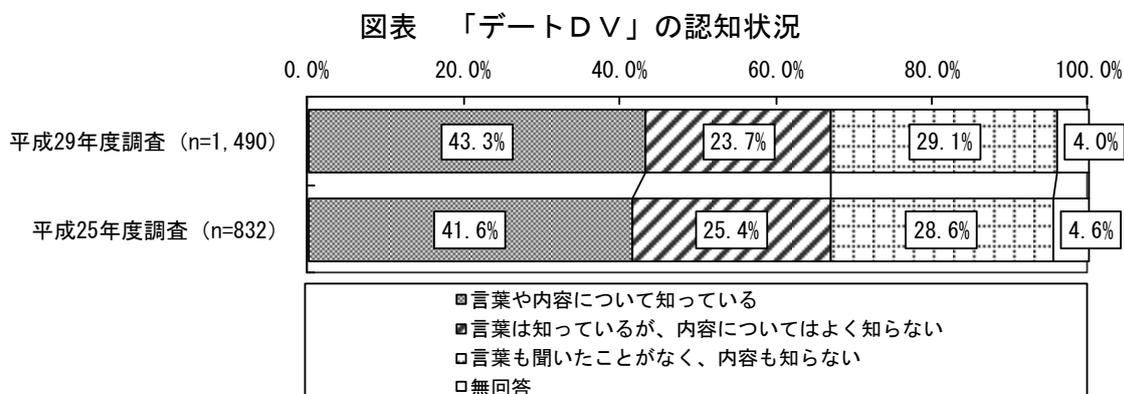
「DV」の認知度（内容まで知っている人）は増加しています。

国調査との比較

内閣府の世論調査（2016（平成28）年度）では、「配偶者などからの暴力（DV）」という言葉を見たり聞いたりしたことがあるという人は82.1%となっています。質問形式が異なるため比較はできませんが、本市では「言葉や内容について知っている」と「言葉は知っているが、内容については良く知らない」を合わせると93.1%の人に言葉の認知があり、「DV」という言葉が市民に浸透している様子がうかがえます。

イ. 「デートDV」の認知状況

デートDVの認知状況については、「言葉や内容について知っている」が43.3%となっています。



「デートDV」の認知度（内容まで知っている人）は増加していますが、内容まで知っている人は半数に満たない状況となっています。

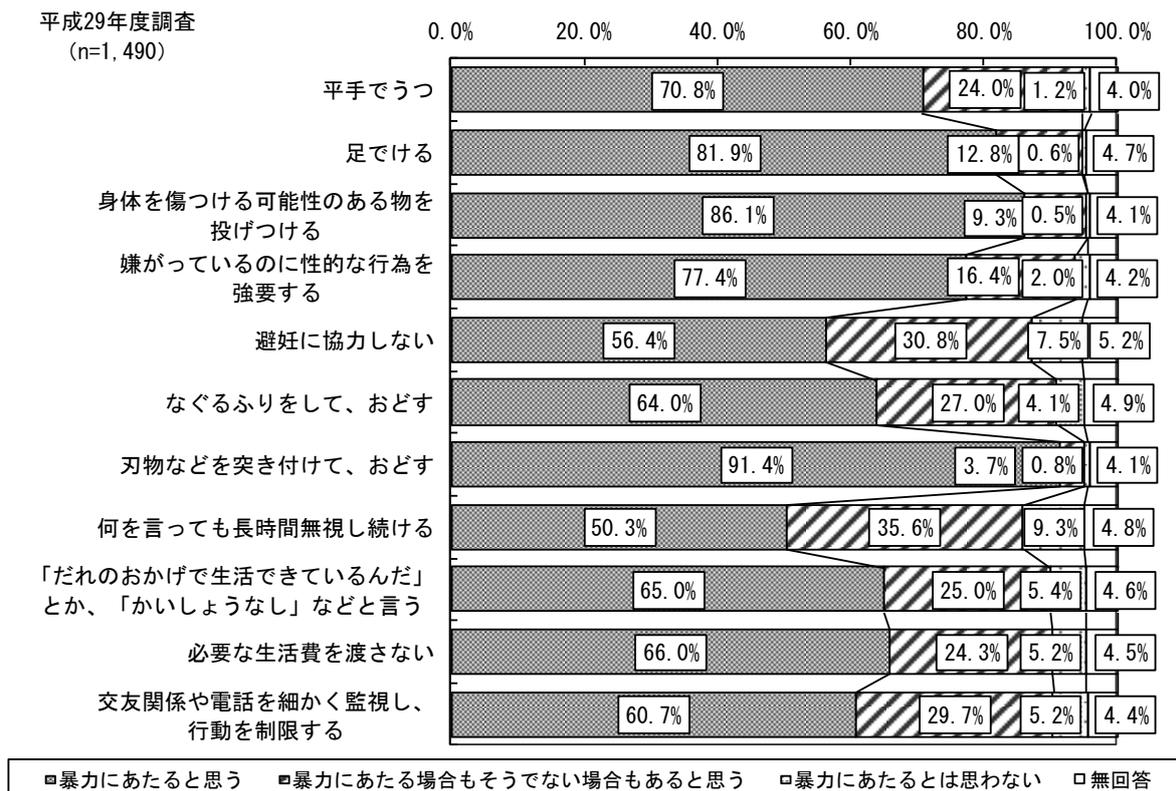
国調査との比較

内閣府の世論調査（2014（平成26）年度）では、「交際相手からの暴力」（いわゆる「デートDV」）について、「言葉も、その内容も知っている」は27.4%、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」は33.0%となっています。世論調査結果と比べると、本市の「デートDV」についての認知度が高いことがわかります。

③暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為については、「暴力にあたると思う」が多い行為は順に、「刃物などを突き付けて、おどす」(91.4%)、「身体を傷つける可能性のある物を投げつける」(86.1%)、「足でける」(81.9%) などとなっています。一方、「暴力にあたると思う」が少ない行為は順に、「何を言っても長時間無視し続ける」(50.3%)、「避妊に協力しない」(56.4%)、「交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する」(60.7%) などとなっています。

図表 暴力にあたると思う行為



設問の行為はすべてDVにあたるものであり、ほとんどの行為について、暴力にあたると思う人が増加してはいるものの、刃物などを突き付ける、物を投げつける、蹴るといった暴力とわかりやすい行為以外の、なぐるふり、長時間の無視、相手をおとしめる発言といった精神的暴力や必要な生活費を渡さない経済的暴力、行動を制限する社会的暴力については暴力と思う人が少なくなっています。

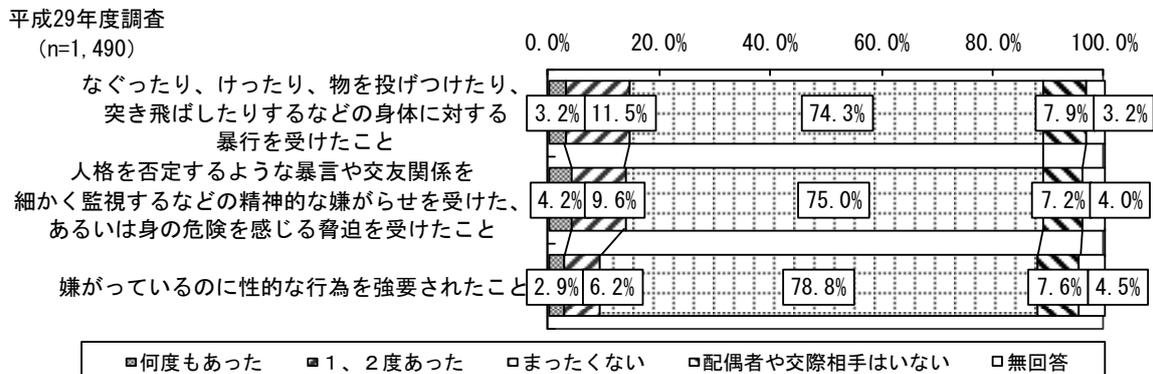
国調査との比較

内閣府の世論調査(2014(平成26)年度)では、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が多い行為は順に、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(94.8%)、「刃物などを突き付けて、おどす」(92.8%)、「足でける」(83.3%)等となっています。世論調査結果と同様に、本市でも身体の攻撃について暴力にあたる認識する人が多くなっています。

① DV被害経験の状況

配偶者や交際相手から暴力を受けた経験については、身体的な暴力を受けたことが『ある』（「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合）は14.7%、心理的な暴力を受けたことが『ある』は13.8%、性的な暴力を受けたことが『ある』は9.1%となっています。

図表 DV被害経験の状況



配偶者や交際相手から暴力を受けた経験については、身体的、心理的、性的暴力いずれにおいても女性の『ある』が男性を大きく上回っています。

性・年齢別にみると、身体的な暴力については女性の40歳代と50歳代、男性の40歳代では『ある』が2割以上となっています。心理的な暴力については、女性の40歳代では『ある』が約3割に上っています。また、女性の40歳代と比べると少ないものの、男性の40歳代でも心理的な暴力について『ある』が約2割あります。

図表 性別、年齢別 DV被害経験の状況

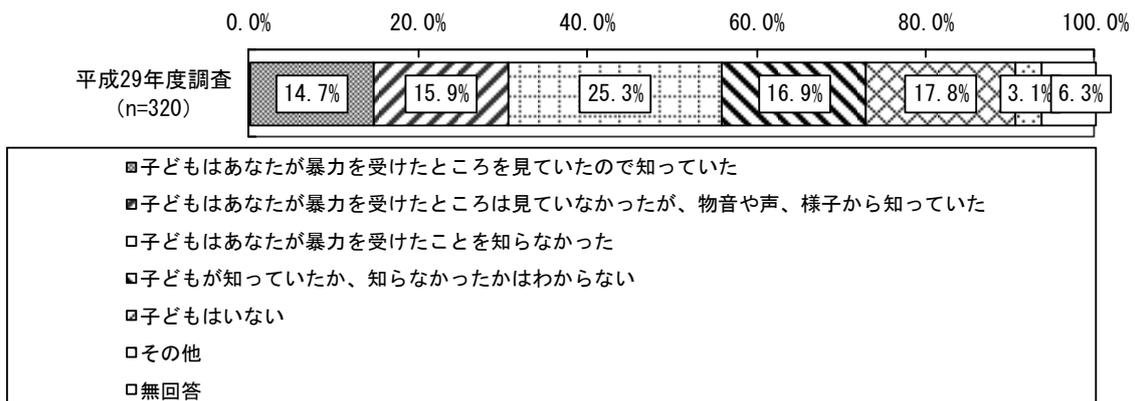
	身体的な暴力		心理的な暴力		性的な暴力	
	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった	何どもあった	1、2度あった
女性	4.0%	14.1%	5.8%	11.6%	4.6%	9.5%
男性	1.6%	8.1%	1.9%	7.2%	0.4%	1.6%
女性・20歳代以下 (n=84)	2.4%	9.5%	3.6%	6.0%	3.6%	3.6%
女性・30歳代 (n=100)	6.0%	10.0%	7.0%	10.0%	6.0%	9.0%
女性・40歳代 (n=155)	4.5%	15.5%	12.3%	18.1%	3.2%	12.9%
女性・50歳代 (n=134)	4.5%	18.7%	6.0%	10.4%	6.0%	11.2%
女性・60歳代 (n=237)	3.8%	14.3%	3.4%	12.2%	3.8%	9.3%
女性・70歳代以上 (n=152)	3.3%	13.8%	3.3%	9.2%	5.9%	8.6%
男性・20歳代以下 (n=48)	4.2%	6.3%	2.1%	6.3%	0.0%	0.0%
男性・30歳代 (n=54)	0.0%	5.6%	0.0%	13.0%	0.0%	3.7%
男性・40歳代 (n=75)	4.0%	17.3%	5.3%	12.0%	1.3%	2.7%
男性・50歳代 (n=114)	2.6%	5.3%	0.9%	5.3%	0.0%	0.9%
男性・60歳代 (n=156)	0.6%	7.7%	3.2%	5.1%	0.0%	1.9%
男性・70歳代以上 (n=118)	0.0%	7.6%	0.0%	6.8%	0.8%	0.8%

身体的な暴力や心理的な暴力は40歳代・50歳代の女性が多く受けている状況ですが、男性の40歳代についても、40歳代・50歳代の女性と同じ程度の割合で身体的な暴力を受けている人がいる状況となっています。

⑤子どものDV認知の状況

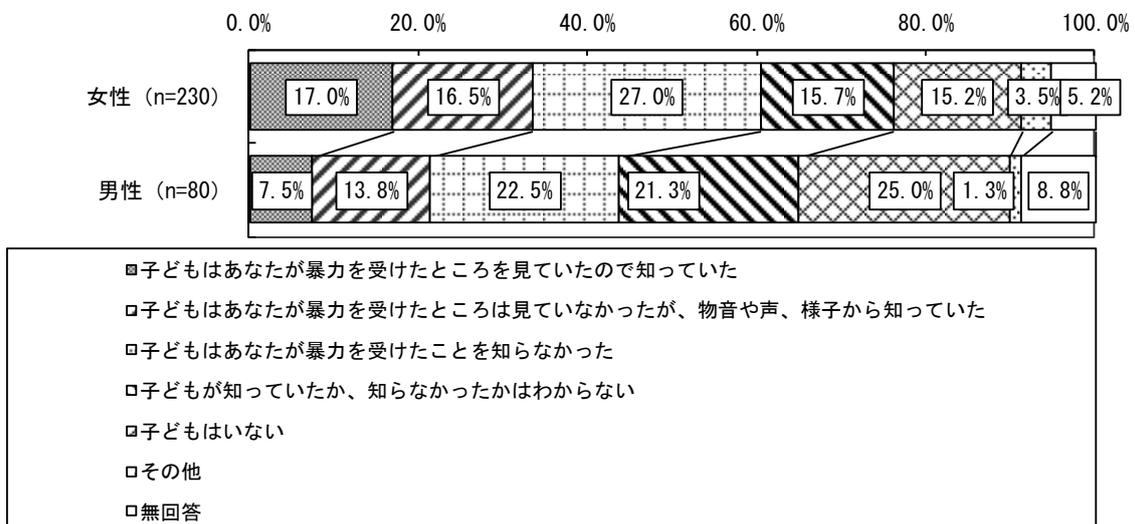
DVの被害を受けたことがある人に、保護者間の暴力行為を子どもは知っているかを尋ねたところ、「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた」は14.7%となっています。また、『知っていた』（「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた」と「子どもはあなたが暴力を受けたところは見えていなかったが、物音や声、様子から知っていた」を合わせた割合）は30.6%となっています。

図表 子どものDV認知の状況



性別にみると、女性は男性と比べて『知っていた』が多くなっています。

図表 性別 子どものDV認知の状況



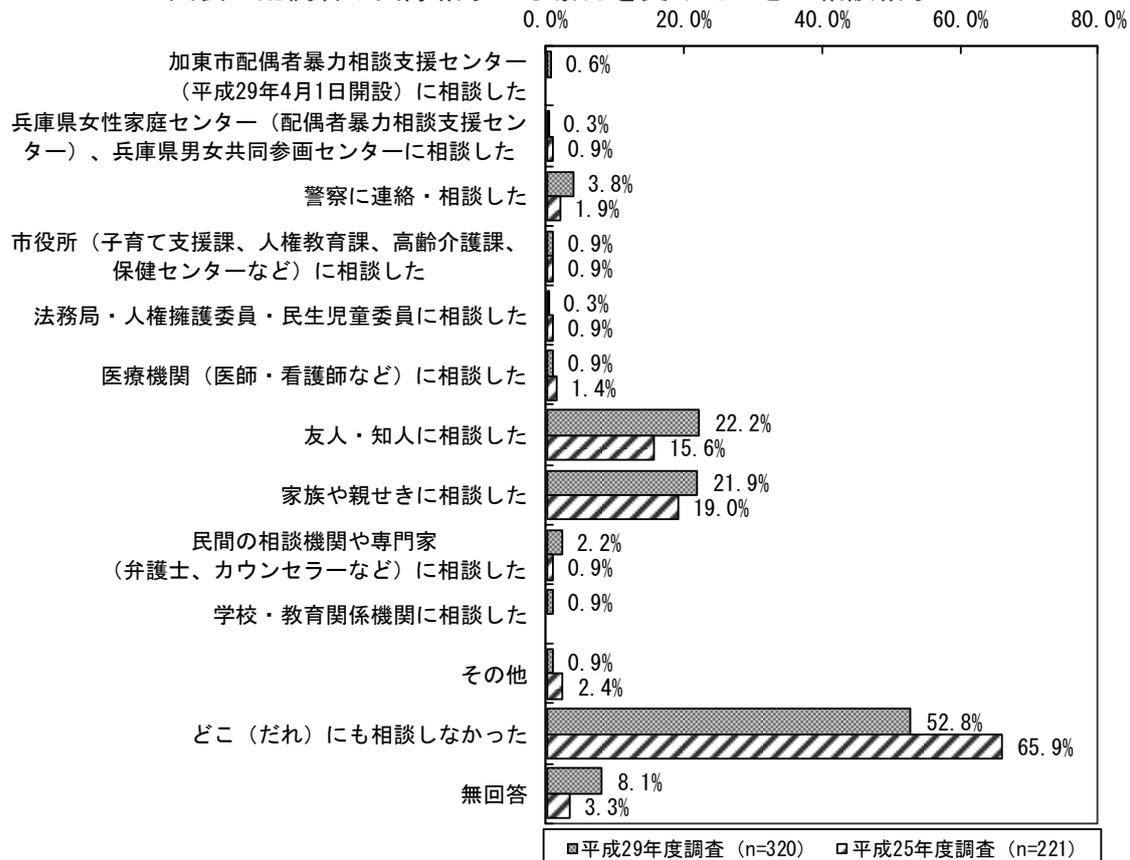
子どもが同居する家庭における配偶者への暴力は児童虐待にあたりますが、目の前でそのような行為が行われた割合は1割あまりと少なくない状況となっています。また、目の前ではないものの、家庭内で暴力が行われたことを含めると、DV被害を受けた人のうち、その子どもに心理的な影響を与えたケースが約3割に上っている状況となっています。また、母親がDVを受けている場合は、父親がDVを受けている場合より、子どもが知っていることが多い状況がうかがえます。

⑥配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手

DVの被害を受けたことがある人に、暴力を受けたとき、誰かに相談したりしたかを尋ねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が52.8%と最も多く、次いで「友人・知人に相談した」が22.2%、「家族や親せきに相談した」が21.9%などとなっています。

2013（平成25）年度調査と比べると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が減少しています。

図表 配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手



※前回調査には「加東市配偶者暴力相談センターに相談した」「学校・教育関係機関に相談した」はありません。

※「法務局・人権擁護委員・民生児童委員に相談した」は、前回調査では「法務局・人権擁護委員に相談した」となっています。

DVの被害を受けても、だれにも相談しないという人が減少しているものの、依然として半数を超えています。

国調査との比較

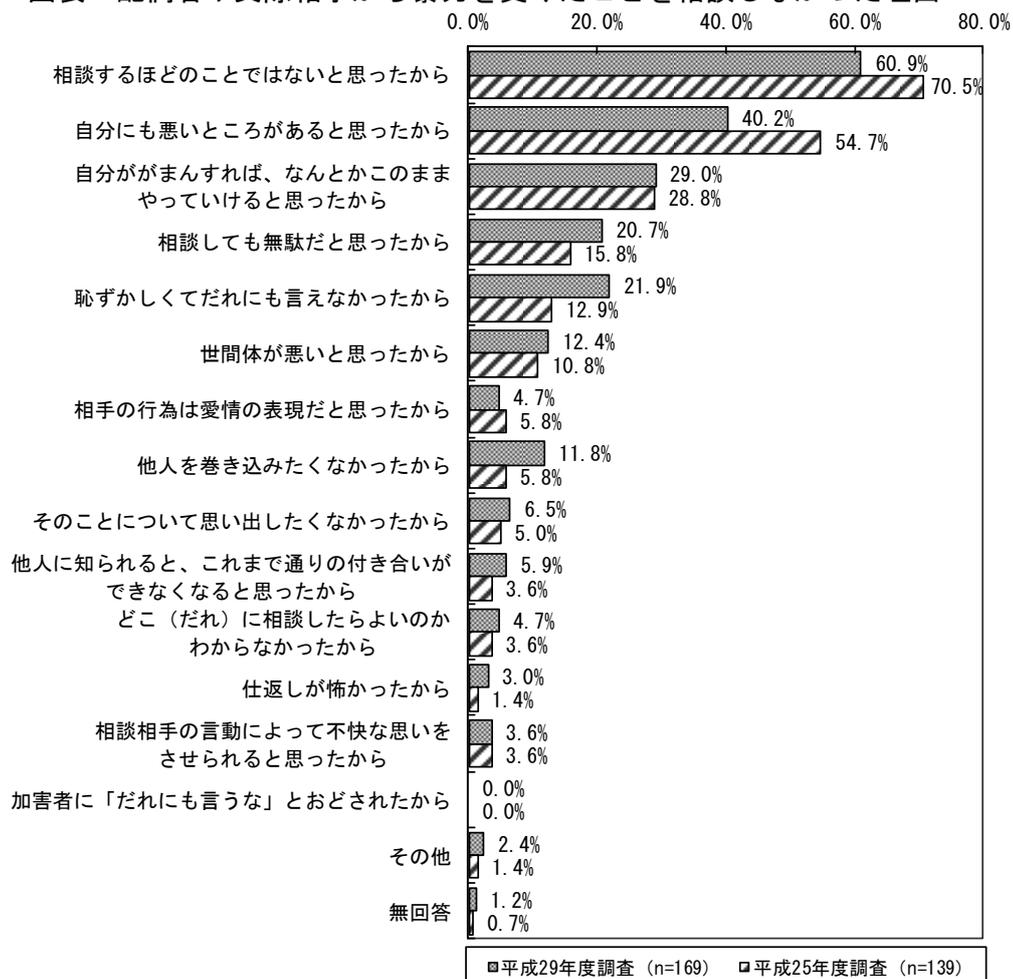
内閣府の世論調査（2014（平成26）年度）では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が56.7%と最も多く、次いで「家族や親せきに相談した」（23.4%）、「友人・知人に相談した」（21.5%）などとなっています。世論調査結果と同様に、本市でも「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く、次いで友人・知人、家族や親せきに相談する人が多くなっており、公的機関への相談や民間の相談機関等に相談する人はごくわずかとなっています。

⑥-2 配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由

DVの被害を誰にも相談しなかった人に、その理由を尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が60.9%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が40.2%、「自分がかまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が29.0%などとなっています。

2013（平成25）年度調査と比べると、回答の傾向はおおむね同様となっていますが、主に「相談するほどのことではないと思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」については減少し、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が増加しています。

図表 配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由



国の調査と同様に、DVを受けても相談しなかったのは、相談するほどでもないという理由や自分にも悪いところがあると思ったからという理由が多くなっています。

国調査との比較

内閣府の世論調査（2014（平成26）年度）では、「相談するほどのことではないと思ったから」が55.8%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」32.8%、「自分さえがかまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」となっています。本市でも概ね同様の傾向ですが、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分にも悪いところがあると思ったから」という人は本市のほうがやや多くなっています。



4. 高校生のデートDVに対する意識と実態

(1) 意識調査の実施概要

デートDVに関する高校生の意識と実態を把握し、本計画の策定と今後の施策推進を目的に、2017（平成29）年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	高校生意識調査
調査対象	市内の高等学校に在籍する生徒
対象者数	714人
抽出方法	市内の高等学校に在籍する生徒全員
調査方法	学校にて配布・回収（調査票は無記名）
調査期間	2017（平成29）年8月29日（火）～2017（平成29）年8月31日（木）

図表 回収状況

調査の種類	高校生意識調査
発送数	714票
回収数	701票
無効票	0票
有効回答数	701票
有効回答率	98.2%

図表 調査内容

高校生意識調査
<ul style="list-style-type: none">● 「DV」の認知度● 「デートDV」の認知度● 「デートDV」をどこで知ったか● 交際相手の有無、出会ったきっかけ● 交際相手から暴力行為を受けた経験● 交際相手から暴力行為を受けたときの対応とその理由● 暴力にあたると思う行為● 交際相手からの暴力を防止するために必要なこと

(2) 意識調査の主な概要

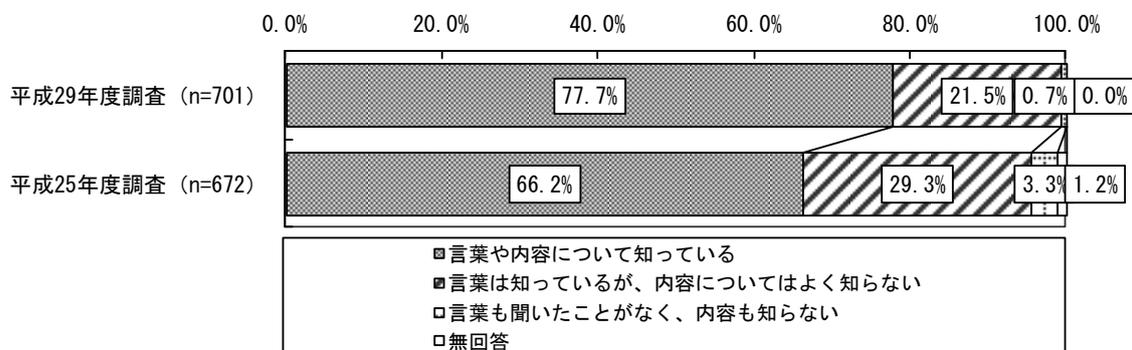
① 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」 「デートDV」の認知状況

ア. 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況

「DV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が77.7%となっています。

2013（平成25）年度調査と比べると、「言葉や内容について知っている」は増加しています。

図表 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況

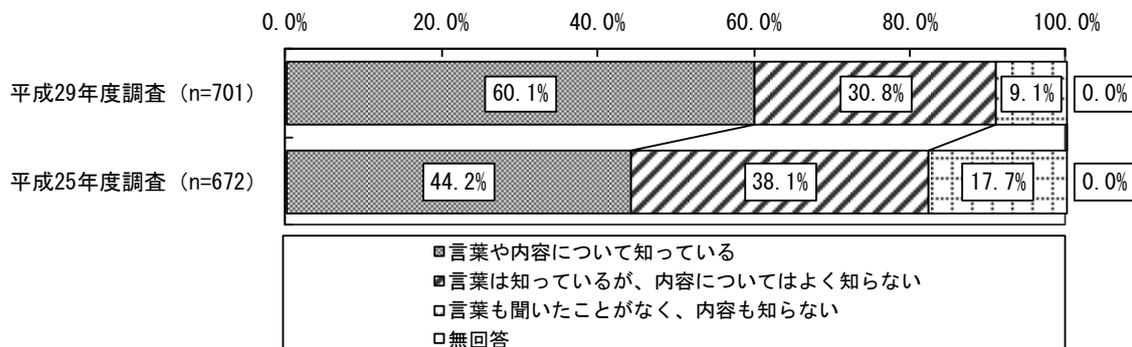


イ. 「デートDV」の認知状況

「デートDV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が60.1%となっています。

2013（平成25）年度と比べると、「言葉や内容について知っている」は増加しています。

図表 「デートDV」の認知状況



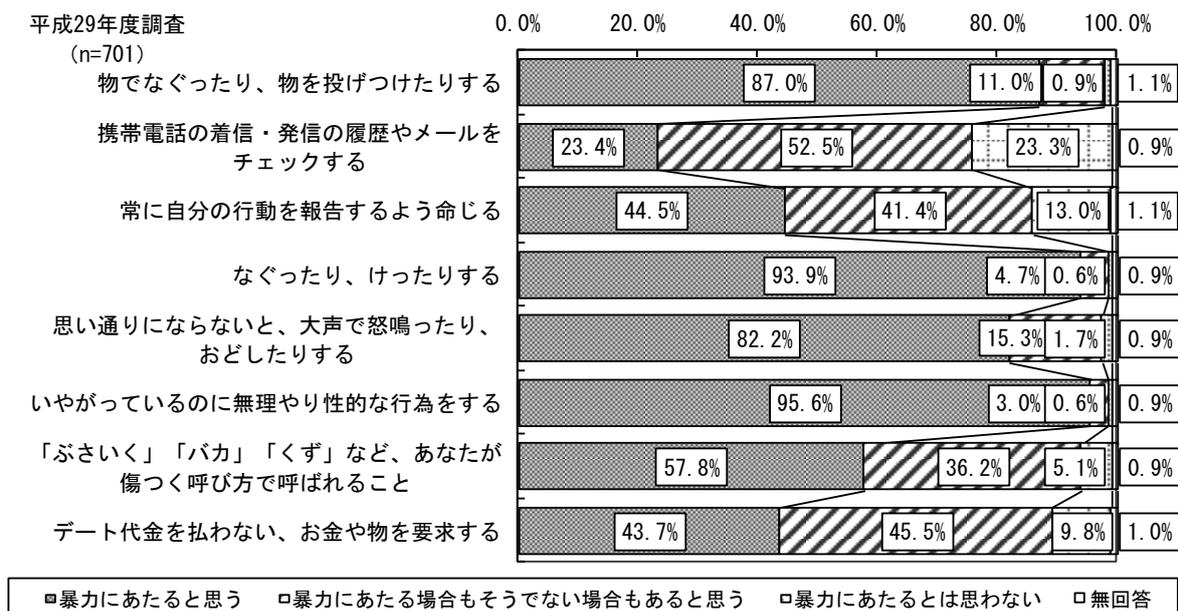
デートDVの認知度（内容も知っている）は増加していますが、DVの認知度と比べてデートDVのほうが現在の自身の問題になりやすいにもかかわらず、認知度が低くなっています。

②暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為の問いでは、「暴力にあたると思う」が多いのは順に、「いやがっているのに無理やり性的な行為をする」(95.6%)、「なぐったり、けったりする」(93.9%)、「物でなぐったり、物を投げつけたりする」(87.0%) などとなっています。

一方、「暴力にあたると思う」が少ないのは順に、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする」(23.4%)、「デート代金を払わない、お金や物を要求する」(43.7%)、「常に自分の行動を報告するよう命じる」(44.5%) などとなっています。

図表 暴力にあたると思う行為

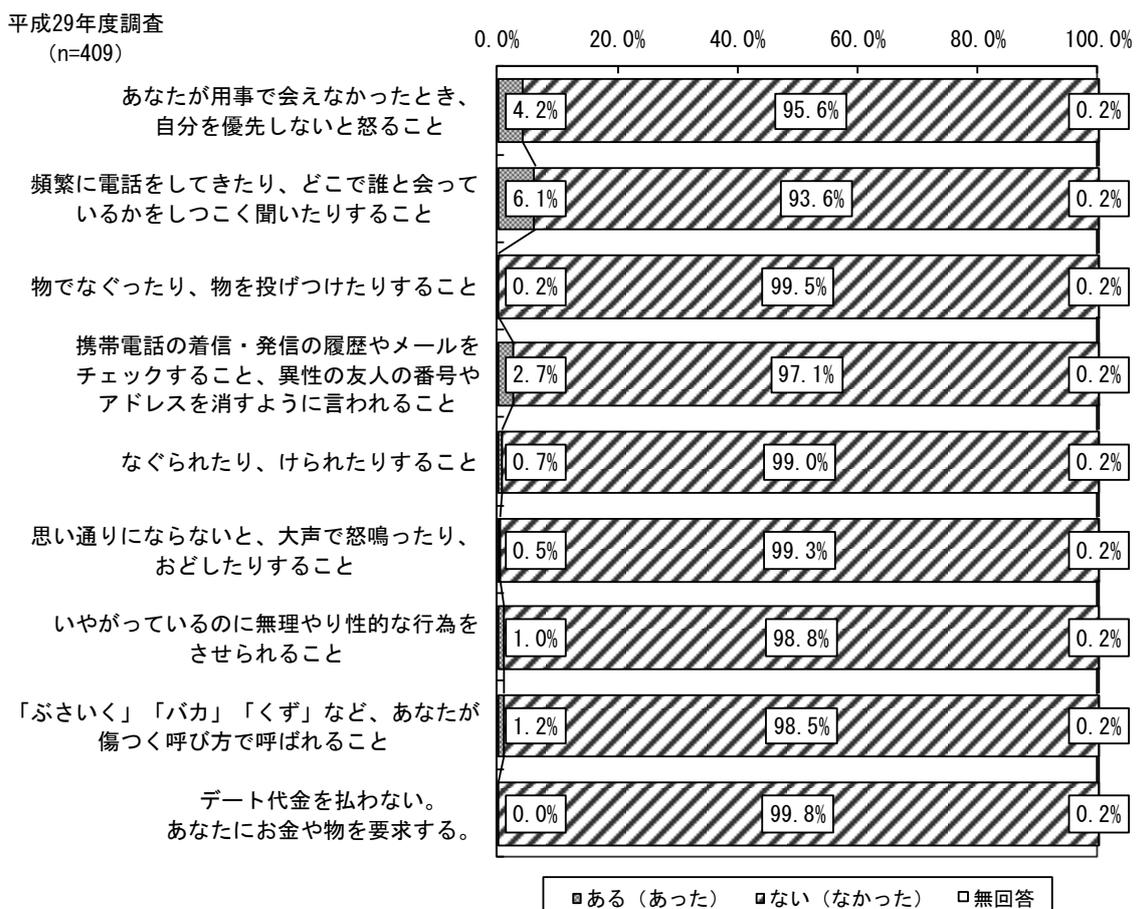


設問の行為はすべてデートDVに該当する行為ですが、大声で怒鳴ることや合意のない性的行為、物で殴るといった暴力とわかりやすい行為については暴力であるという認識が高いものの、相手を監視したり行動を制限するような行為、金銭的な負担を相手に負わせる行為については暴力との認識が低くなっていることがうかがえます。

③デートDV被害経験の状況

交際相手が「いる」、または「いた」ことがある人に、交際相手から暴力行為を受けたことがあるか尋ねたところ、「ある（あった）」が多い行為は順に、「頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること」（6.1%）、「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」（4.2%）、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」（2.7%）などとなっています。

図表 デートDV被害経験の状況



交際相手が「いる」、または「いた」ことがある人に、交際相手から暴力行為を受けたことがあるかを性別にみると、「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」と「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」については男性のほうが「ある（あった）」が多くなっていますが、それ以外の行為について女性のほうが「ある（あった）」が多くなっています。

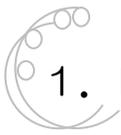
図表 性別 デートDV被害経験の状況

		あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること	頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること	物でなぐったり、物を投げつけたりすること	携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること	なぐられたり、けられたりすること	思い通りにならないと、大声で怒鳴ったり、おどしたりすること	いやがっているのに無理やり性的な行為をさせられること	「ぶさいく」「バカ」「くず」など、あなたが傷つく呼び方で呼ばれること
ある (あった)	女性 (n=235)	3.8%	8.1%	0.4%	1.7%	0.9%	0.9%	1.7%	2.1%
	男性 (n=173)	4.6%	3.5%	0.0%	4.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
ない (なかった)	女性 (n=235)	95.7%	91.5%	99.1%	97.9%	98.7%	98.7%	97.9%	97.4%
	男性 (n=173)	95.4%	96.5%	100.0%	96.0%	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%

※「デート代金を払わない。あなたにお金や物を要求する。」については「ある（あった）」が0%なので割愛。

相手の行動を制限するような行為や、相手を独占するような自己中心的な行為が、減少してきてはいるものの依然として発生している状況がうかがえます。また、そういった行為は性別を問わず発生していることがうかがえます。

第3章 施策の基本的な考え方



1. DV対策計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本方針

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

(2) 施策の重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を著しく害し、時には生命の安全を脅かすおそれがあることから、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。また、DVは被害者となった男女両性の人権に対する蔑視や固定的な性別役割分担意識^{*9}が一因となってもたらされるものであり、本市が目指す男女共同参画社会^{*12}の実現を妨げる行為です。

本計画では「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点目標に掲げ、本市に住む誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけることがないように、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。被害者に対しては、本市だけではなく、警察や県の関係機関、民間団体との連携・協力体制との連携により、自立に向けて安心して歩みを進められるよう継続的かつ被害者の心情を尊重した支援に取り組みます。

(3) 施策の基本課題

DVの防止及びDV被害者の保護と自立を図るため、5つの基本課題を掲げ、被害者の立場に立ちながら、被害者の個々の状況に応じた総合的な支援に取り組みます。

基本課題1 相談体制の充実

配偶者（パートナー）や交際相手等、親密な関係性の中で起こる暴力は周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために、被害が潜在化してしまうケースが多くあります。

被害の深刻化を防ぎ、被害者だけで悩むことなく早期に必要な支援を行うために、相談窓口を周知するとともに、被害者の情報保護及び二次被害の防止に努め、安心して相談ができる相談体制を築きます。また、配偶者暴力相談支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

基本課題2 被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。また、子どもに対しては、著しい心理的外傷^{*5}やその後の生活への影響を考慮し、安心感を得て健やかに成長していけるよう継続的に支援していく必要があります。

警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と連携を密にし、緊急時における被害者及び子ども等の同伴家族の安全確保に努めるとともに、被害者の情報保護の観点から、情報管理の徹底を図ります。

基本課題3 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者の自立に向けた過程で生じる、外出先で加害者と遭遇する危険性や各種手続きにおける心理的負担、新しい生活に対する不安を軽減し、自立へのスムーズな移行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と協力しながら生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても学校や園、要保護児童対策地域協議会等と連携し支援を行っていきます。

基本課題4 DVを許さない意識づくりの推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の生命と尊厳を脅かすだけでなく、男女平等の実現の妨げにもなっています。また、交際相手との間でも様々な形で暴力は生じる可能性があり、被害の低年齢化が懸念されています。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を形成するため、DV被害の実態やDVの特性・背景等について啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。また、子どもの目の前で生じる面前DVが及ぼす子どもへの影響は深刻であり、児童虐待のひとつとして啓発します。

また、交際相手との間で生じるデートDVについて学校教育において防止教育を進めることで、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせていきます。

基本課題5 支援体制の充実

被害者への適切な支援のためには、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。

被害者の円滑・迅速な保護、適切な支援を行うため、警察や県の関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体の活動を支援します。また、庁内においてもDV防止に向けたネットワークをさらに構築していきます。

さらに、DVの特性について十分に理解し、きめ細かでニーズに応じた支援を担う人材の育成に努めます。

(4) 計画の体系 (案)



具体的内容

- (1) 配偶者暴力相談支援センター等の周知と充実
- (2) 相談窓口の周知と充実
- (3) 相談員の特性（外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティの方）に応じた情報提供や相談支援

- (1) 相談員等の各種研修への参加
- (2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

- (1) 被害者及び同伴家族の安全確保
- (2) 子どもの安全確保
- (3) 警察や県との連携による一時保護

- (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限
- (2) 関係部局における情報管理の徹底

- (1) 保護命令制度に関する情報提供
- (2) 裁判所への同行支援

- (1) 自立に向けた情報の提供
- (2) 生活再建に向けた支援
- (3) 住宅の確保に向けた支援
- (4) 就労に向けた支援
- (5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

- (1) 就学や保育に関する支援
- (2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
- (3) 関係機関との連帯による子どもへの継続的な支援の実施

- (1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布
- (2) 市民向けの講演会の開催
- (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）の周知

- (1) デートDV防止教育・啓発の実施
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

- (1) 市民への意識調査の実施
- (2) 災害時のDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

- (1) DV相談対応マニュアルの活用
- (2) DV防止ネットワーク会議の開催

- (1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化
- (2) 広域的な被害者支援の実施
- (3) 民間の被害者支援団体との連携

- (1) 職員に対する教育の実施
- (2) 支援団体の育成

第 4 章 具体的施策



1. 相談窓口体制の周知と充実

(1) 配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

2017（平成29）年度に開設した加東市配偶者暴力相談支援センターの周知により被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。また、同センターが被害者支援の中心的役割を果たすことができるよう、関係機関や民間の支援団体との緊密な関係構築に努めます。

施策コード	取組	内容	担当課
I-1-(1)-①	加東市配偶者暴力相談支援センターの周知	○配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を周知するため、啓発グッズを配布します。	福祉総務課

(2) 相談窓口の周知と充実

市の広報紙やホームページ等により「女性のための相談」窓口を周知するとともに、被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。

施策コード	取組	内容	担当課
I-1-(2)-①	「女性のための相談」窓口の周知	○広報紙やホームページ等で相談窓口を周知し、「女性のための相談」窓口につなげます。	福祉総務課

(3) 相談者の特性（外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティの方）に応じた情報提供や相談支援

様々な状況に置かれている被害者のプライバシーを守り、安心して相談窓口を利用できる体制を整えます。電話や来所以外の相談方法、多言語への対応についても検討し、コミュニケーションに支援を必要とする方の相談にも対応できる体制づくりを推進します。

施策コード	取組	内容	担当課
I-1-(3)-①	相談者の特性（外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ ^{*8} の方）に応じた情報提供や相談支援	○障害者、高齢者、性的マイノリティの方等、相談者に応じた相談支援を関係各課と連携し行います。また、外国人の相談に対応できるよう、通訳等が利用できる体制を整えます。	福祉総務課 高齢介護課 社会福祉課

I-1-(3)-②	人権擁護委員等を対象とした研修会の実施	○人権擁護委員等を対象とした、相談技術や知識の向上のための研修会を実施します。	人権協働課
-----------	---------------------	---	-------

2. 相談員等の資質向上

(1) 相談員等の各種研修への参加

DV被害者の支援に携わる相談員等に対して研修に参加する機会をつくり、相談者に適切に対応できるよう資質の向上を図ります。

施策コード	取組	内容	担当課
I-2-(1)-①	相談員等の資質の向上	○被害者の支援に携わる相談員等に対して研修に参加できる機会をつくり、相談員等の資質向上を図ります。	福祉総務課

(2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

相談員等がバーンアウト状態や二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的、安定的に支援ができるよう、研修等により相談員等への心理的ケアを実施します。また、加害者等からの追跡等により相談員等が直接加害者に接触することがないように安全対策を講じます。

施策コード	取組	内容	担当課
I-2-(2)-①	相談員等へのメンタルヘルス研修、心の相談の実施	○他機関が実施するDV研修の情報提供を行い、メンタルヘルス研修への参加を促進します。 ○心の相談の実施により、相談員等の心身の健康保持に努めます。	人事課 福祉総務課

1. 緊急時における安全確保

(1) 被害者及び同伴家族の安全確保

被害者からの緊急な相談に対し、警察や県の関係機関との連携を密にし、一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-1-(1)-①	警察や関係機関との連携による一時保護所までの同行支援の実施	○一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と同伴家族の安全を確保するために、警察と連携して一時保護所までの同行支援を実施します。	福祉総務課 関係機関 (学校・保育所等)

(2) 子どもの安全確保

被害者が避難時に同伴できなかった子どもの安全を確保するため、子どもやその家庭に関する情報を県の子ども家庭センター、警察、学校等と共有し、子どもが安心して生活ができるよう継続的な支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-1-(2)-①	関係機関との連携による子どもの安全確保の実施	○子どもやその家庭に関する情報を県の子ども家庭センターや学校等と共有し、子どもが安心して暮らすことができるよう継続的な支援を行います。	福祉総務課 関係機関 (学校・保育所等)

(3) 警察や県との連携による一時保護

緊急に被害者の保護が必要となった場合には、警察や県の女性家庭センターと連携を図り、一時保護を実施します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-1-(3)-①	警察や関係機関との連携による一時保護の実施	○DV被害者等の一時保護が必要となった場合、警察や県の女性家庭センターと連携を図り、一時保護を実施し、被害者等の安全を確保します。	福祉総務課

2. 被害者の情報の保護

(1) 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の安全確保の観点から、「住民基本台帳事務における支援措置」について、被害者へ手続き等の情報を提供します。支援措置の申出があった場合、被害者の住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の写しの発行を制限します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-2-(1)-①	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行の制限	○「住民基本台帳事務における支援措置」の申出があった場合に、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限し、安全を確保します。	市民課 福祉総務課

(2) 関係部局における情報管理の徹底

被害者及び子どもの安全を確保するため、関係部局における情報管理を徹底します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-2-(2)-①	被害者情報の取扱いに関する関係者間での共通認識の形成	○被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳により事務処理を行う関係各課に対して閲覧制限等の制度の周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底します。	福祉総務課 市民課 学校教育課 税務課 保険医療課 こども教育課 健康課 管理課

3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

(1) 保護命令制度に関する情報提供

被害者に対し、保護命令制度について情報提供するとともに申立書等の書面作成に関する助言を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-3-(1)-①	保護命令制度に関する情報提供の実施	○保護命令制度の説明と、保護命令関係書類の作成の支援を行います。	福祉総務課

(2) 裁判所への同行支援

被害者が保護命令制度を裁判所に申し立てるにあたり、相談員等が裁判所へ同行支援等を行い、被害者の精神的負担を軽減します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅱ-3-(2)-①	保護命令申立時の裁判所への同行支援	○保護命令を裁判所に申し立てる際に、裁判所への同行支援を行います。	福祉総務課

1. 被害者の自立に向けた支援

(1) 自立に向けた情報の提供

被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行い、専門的な相談を必要とする場合には相談機関についての情報も提供します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(1)-①	自立に向けた情報の提供	○被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行います。	福祉総務課 関係各課

(2) 生活再建に向けた支援

被害者の置かれた状況に応じて、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用して生活再建が図れるよう支援します。被害者が転居先で生活を始める際には、医療保険、国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(2)-①	生活再建に向けた諸手続きの支援と情報提供	○被害者の状況に応じて必要な行政サービスが受けられるよう、他市町との連携や同行支援等を行います。	福祉総務課 市民課 保険医療課 健康課 関係各課

(3) 住宅の確保に向けた支援

保護命令の適用や一時保護を利用した被害者について、県営住宅や市営住宅の情報提供や母子生活支援施設等の情報提供を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(3)-①	住宅に関する情報の提供	○保護命令の適用や一時保護施設に入所した被害者に対して、母子生活支援施設等の情報提供を行い、住居の確保に努めます。 ○県営住宅や市営住宅の入居条件等の情報提供を行います。	福祉総務課 都市政策課

(4) 就労に向けた支援

ハローワークや市が設置する就労支援室と連携し、被害者の状況に応じた就労支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(4)-①	ハローワーク等と連携した就労支援の実施	○ハローワークや市が設置する就労支援室と連携し、被害者の状況に応じて、求人情報の提供や就職活動のアドバイス、就労に関する相談対応等を行います。	福祉総務課 商工観光課

(5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

被害者の心の健康の回復を目指し、被害者の心理相談やカウンセリングを実施している機関の情報提供を行い、被害者だけで悩むことなく、早期に相談機関につなぐことで被害の深刻化を防ぎます。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(5)-①	心理相談やカウンセリング機関の情報提供の実施	○DV被害者の心理相談やカウンセリング機関の相談窓口の周知と情報提供を行います。	福祉総務課 健康課

2. 被害者の子どもへの支援

(1) 就学や保育に関する支援

就学や保育について、被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、被害者の子どもが避難先で安心して適切に就学できるよう、手続き等の支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-2-(1)-①	被害者の子どもの就学等の手続きの支援	○避難先で就学や保育について避難先の教育委員会等の関係機関と連携し、転校等の手続きの支援を行います。また、必要に応じて同行支援を行います。	学校教育課 こども教育課 福祉総務課

(2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施

学校にスクールカウンセラー^{*6}を配置し、DVの影響を受け家庭環境に不安を抱く子どもや子育てに悩みを抱える被害者の心のケアを行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-2-(2)-①	スクールカウンセラーによる心のケアの実施	○子どもや保護者を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、支援を行います。	学校教育課

(3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

子どもがDVを目撃するなど、DVに巻き込まれた子どもの支援については、要保護児童対策地域協議会^{*21}において関係機関の支援方針等について情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、学校や保育所等においては、保育教諭、学級担任等が子どもの状況を把握し、継続的に見守ります。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-2-(3)-①	要保護児童対策地域協議会との連携による子どもへの支援の実施	○要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について話し合い、情報共有を図ります。	福祉総務課 関係各課
Ⅲ-2-(3)-②	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問の実施等	○乳幼児健診等を実施し、面接相談と子どもの成長・発達の確認を行うことで、被害者の状況把握と継続支援を行います。	健康課
Ⅲ-2-(3)-③	子どもの学級担任による相談等の実施	○学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守ります。また、定期的に教育相談を行うことで、家庭から離れた場に子どもが相談しやすい環境をつくれます。	こども教育課 学校教育課

基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

(1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布

DV防止啓発冊子やDV被害者サポートカードを市役所や図書館、公民館、病院等の市民が利用する施設に設置します。また、DVについて正しい知識を深めるとともに相談窓口についての周知を図ります。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-1-(1)-①	DV防止啓発のためのカード等の設置	ODV防止啓発のリーフレットやサポートカードを公共施設に設置します。	福祉総務課

(2) 市民向け講演会の開催

男女共同参画社会の実現に向けて、講演会やセミナー等を通じて、人権意識の向上を図るとともに暴力を生まないための啓発を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-1-(2)-①	男女共同参画セミナーの実施	○講演会等を通じて、人権意識の向上を図るほか、固定的な性別役割分担意識を見直すため、男女共同参画セミナーを実施します。	人権協働課 福祉総務課

(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）の周知

毎年11月12日から11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」を行っていることを周知し、市民の「女性に対する暴力」の関心を高め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成し暴力の防止につなげます。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-1-(3)-①	パープルリボンキャンペーンの実施	ODVの予防啓発や、相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを実施し、啓発グッズを配布します。	福祉総務課

2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発

(1) デートDV防止教育・啓発の実施

交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内の中学生に対してデートDV防止授業を実施します。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-2-(1)-①	デートDV防止授業の実施	○交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くため、市内の中学生を対象にデートDV防止授業を実施します。	福祉総務課 学校教育課

(2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

話し合いで問題を解決し、暴力をなくす意識を育むため、子どもの発達段階に応じて「思いやり」や「いたわり」の心を育む人権尊重の教育を進めます。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-2-(2)-①	人権感覚の醸成や人の思いを大切にする心を育む授業等の実施。	○人権感覚を育むためのプログラムを未就園、未就学の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。 ○小学校では道徳の学習を中心に、「主として集団や社会との関わりに関すること」を学ぶ授業を実施します。	こども教育課 学校教育課 人権協働課

3. DVに関する調査研究

(1) 市民への意識調査の実施

DVやデートDVに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、調査を実施します。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-3-(1)-①	DVやデートDVに関する市民意識調査の実施	○市民意識調査を実施します。	福祉総務課

(2) 災害時のDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

災害時等非常時における女性や子どもへの暴力を防止するため、避難所における安全確保や支援体制について検討します。また、非常時に被害者の情報が加害者に知られることを防ぐために、情報管理の在り方について検討を進めます。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-3-(2)-①	災害時のDV相談者の支援マニュアルの検討	○災害時のDV相談者の支援マニュアルを検討します。	福祉総務課 防災課



1. 庁内支援体制の整備

(1) DV相談対応マニュアルの活用

相談窓口を利用する被害者が関係職員等からの不適切な対応により二次的被害が発生しないよう、職員はDV相談窓対応マニュアルを活用しDVの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えます。

施策コード	取組	内容	担当課
V-1-(1)-①	DV相談対応マニュアルの更新	ODV相談対応マニュアルの更新を毎年行い、被害者が安心して相談できる体制を整えます。	福祉総務課 関係各課

(2) DV防止ネットワーク会議の開催

DV防止ネットワーク会議を設置し被害者支援に関わる職員への研修を行うことにより、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を確立します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-1-(2)-①	DVネットワーク会議の開催	ODV防止ネットワーク会議を開催し、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を確立します。	福祉総務課

2. 関係機関との支援体制の強化

(1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化

被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、女性家庭センター、こども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、被害者の支援体制を強化します。また、要保護児童対策地域協議会等を活用して、支援について検討し、見守りや支援を継続して行います。

施策コード	取組	内容	担当課
V-2-(1)-①	警察や県など関係機関との支援体制の強化	○警察、女性家庭センター、子ども家庭センターと連絡や調整を密に行い、被害者の支援体制を強化します。	福祉総務課

(2) 広域的な被害者支援の実施

他市町との広域的な連携により被害者を支援します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-2-(2)-①	他市町との連携による被害者支援の実施	○被害者が転出、転入する際は、他市町との広域的な連携により支援します。	福祉総務課

(3) 民間の被害者支援団体との連携

民間の被害者支援団体と連携して、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-2-(3)-①	民間の被害者支援団体との連携	○民間の被害者支援団体と連携し、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。	福祉総務課

3. 支援を担う人材の育成

(1) 職員に対する教育の実施

被害者の自立支援には関係各課の連携と切れ目のない支援が必要であるため、DVの特性や被害者支援について全職員への研修の機会を設け、適切な対応を推進します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-3-(1)-①	市職員を対象としたDV研修の実施	○DV被害の潜在化防止を目指し、被害の実態や特性の正しい理解と全庁的な意識付けのために、職員を対象としたDV研修の機会を設け、適切な対応を推進します。	人事課 福祉総務課

(2) 支援団体の育成

被害者等の支援を実施する団体と協働して被害者支援の充実を図ります。

施策コード	取組	内容	担当課
V-3-(2)-①	支援団体と連携して、被害者の安全を確保します。	支援団体の活動情報等を収集し、必要がある場合に被害者に情報提供等を行います。	福祉総務課

第5章 計画の推進



1. 市の推進体制の確立

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、広範囲かつ多様な施策を進行管理できるよう全庁的な推進体制を確するとともに、施策を適切に評価する体制を確立し、内容を充実させていきます。また、すべての職員が人権尊重と男女共同参画についての理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を高めていきます。



2. 国・県等関係機関との連携の推進

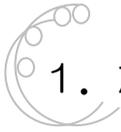
DV防止法や男女共同参画基本法、「兵庫県DV防止法・被害者保護計画」、「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」等、法律や国、県が推進する計画等との整合を図り、本計画を推進します。また、国や県、近隣市町や被害者支援に携わる関連機関等との連携・協力を図るとともに、本計画を推進するにあたり必要に応じて働きかけを行います。



3. DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究

DV被害者支援に関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援をより効果的なものとするため、必要に応じて本計画に反映します。また、DVやデートDVに関する市民の意識や実態を把握するために意識調査を実施します。収集した情報や意識調査の結果はわかりやすく市民に伝え、啓発を図ります。

資料編



1. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱

平成29年3月1日

加東市告示第13号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定により、加東市配偶者等暴力対策基本計画（以下「計画」という。）を策定し、及び検証するため、加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び検証に関する必要な事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。



2. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿

所属等	氏名	備考
学識経験者	◎海野 千畝子	兵庫教育大学
各種団体代表	○近 澤 孝 則	加東市社会福祉協議会
各種団体代表	藤 井 三 平	社人権擁護委員協議会加東部会
各種団体代表	高 橋 正 行	兵庫県女性家庭センター
各種団体代表	茂木 美知子	NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ
各種団体代表	亀 園 公 一	兵庫県加東警察署刑事生活安全課
公募による市民	松 本 由 美	公募委員
教育関係者	井 上 聡	加東市教育委員会学校教育課

◎委員長 ○副委員長



3. 第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定経過

	年 月 日	会議名等	内容
2017 (平成 29) 年度	7月7日	平成29年度第1回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	(1) 策定委員会の運営について (2) 基本計画策定の背景と加東市の現状について (3) 男女共同参画およびDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する意識調査（案）について (4) デートDV（交際相手からの暴力）についての意識調査（案）について
	8月23日～ 9月15日	DVに関する市民意識調査の実施	4,000人対象 回収数1,490票（回収率37.3%）
	8月29日～ 8月31日	DVに関する高校生意識調査の実施	714人対象 回収数701票（回収率98.2%）
	2月28日	平成29年度第2回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	(1) 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定に向けた意識調査の結果について (2) 配偶者等暴力（DV）対策基本計画の体系（改正案）について (3) 今後のスケジュールについて
2018 (平成 30) 年度	7月4日	平成30年度第1回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	(1) 第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画（案）について

4. 用語解説

【あ行】

用語	説明
一時保護 (*1)	被害者が暴力を避けるために家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合等において、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護することを言います。

【か行】

用語	説明
こども家庭センター (児童相談所) (*2)	児童福祉法第 12 条に定められている児童相談所で、兵庫県が設置する相談窓口です。

【さ行】

用語	説明
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ防止法) (*3)	離婚した元配偶者や別れた元交際相手が復讐を目的として、以前撮影した相手の公開するつもりのない私的な性的画像を無断でインターネット上等に公開する行為を言う「リベンジポルノ」を防止するための法律です。
児童虐待 (*4)	<p>子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことを言い、性的虐待、育児放棄、情緒的虐待（ことばによる虐待や心的外傷を残すような懲罰など）等を含みます。また世界保健機関（WHO）は、商業的その他の搾取（児童労働や児童売春等）を児童虐待の範疇に加えています。</p> <p>身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束するなどの行為を言います。</p> <p>性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為を言います。</p> <p>ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為を言います。</p> <p>心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）などの行為を言います。</p>

心理的外傷 (*5)	個人にとって心理的に大きな打撃を与え、その影響が長く残るような体験のことを言い、「トラウマ」とも言います。
スクールカウンセラー (*6)	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有し、学校に配置されている臨床心理士等の専門家で、児童生徒の不登校や問題行動等の様々な相談に応じて心のケア等を行っています。
ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）(*7)	「ストーカー行為」、「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合逮捕することで被害を受けている人を守る法律です。 つきまとい等：特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する感情を満たす目的で、その特定の人またはその家族等に対して行う行為のことを言います。 ストーカー行為：特定の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを言います。
性的マイノリティ (*8)	性別を「男」と「女」のどちらかに規定したり、異性愛が当たり前とみなす固定的な考えのもとで、性自認や性的指向が従来の考えと異なることによって差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人を言います。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者等が含まれます。
性別役割分担意識 (*9)	男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例があります。
セクシュアル・ハラスメント (*10)	相手の意思に関係なく性的な内容の言葉を発したり行ったりする行為によって、健全な就労環境や就学環境等が妨げられることを言います。
ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス (social networking service: SNS) (*11)	交友関係を構築するWebサービスのひとつで、登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのことを言います。

【た行】

用語	説明
男女共同参画社会 (*12)	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。また、性別を理由に不当に排除されてきた事柄への参加促進のため、性差別をなくし、様々な制度を整備する社会のことを言います。女性の職業への参加と、男性の家庭への参加を促す施策が主題となっているが、女性への暴力の根絶や男女共同参画による地域社会の活性化等、あらゆる分野が対象になっています。
デートDV (*13)	DV（「ドメスティック・バイオレンス」を参照）のうち、婚姻関係のないカップルの間で起こる暴力のことを言います。
ドメスティック・バイオレンス (domestic violence: DV) (*14)	配偶者や交際相手等、親しい関係にある者から受ける暴力のことを言います。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。 身体的暴力：なぐる、ける、たたく、物を投げつける、押さえつけるなどの行為を言います。 性的暴力：性行為を無理強いする、避妊に協力しない、ポルノビデオを無理に見せるなどの行為を言います。 精神的暴力：バカにする、おどす、何を言っても無視するなどの行為を言います。 社会的暴力：つきあいを制限する、電話やメールをチェックするなど（社会的に隔離し、孤立させる行為）の行為を言います。 経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をさせない、収入を取り上げるなどの行為を言います。

【な行】

用語	説明
二次的被害 (*15)	被害者が被害後に周囲からの様々な言動によって、さらに傷つけられることを言います。

【は行】

用語	説明
配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）(*16)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。配偶者には婚姻の届け出をしていない「事実婚」を含みますが、2013（平成 25）年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手もこの法律の保護の対象となりました。

配偶者暴力相談支援センター (*17)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用等の援助を行う機関です。
パープルリボン (*18)	女性に対する暴力根絶のシンボルとして用いられている、紫色のリボンです。着用することで女性に対する暴力根絶へのさりげない支援や賛同を示すことができます。
兵庫県女性家庭センター（婦人相談所） (*19)	売春防止法第 34 条に基づき各都道府県に設置されている兵庫県の婦人相談所です。DV防止法の制定により、配偶者暴力相談支援センター機能を担う施設の一つとして位置づけられました。
保護命令制度 (*20)	被害者から申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者等からの身体に対する暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるとき、当該配偶者等に保護命令を発令する制度です。保護命令には、「被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令」があります。

【や行】

用 語	説 明
要保護児童対策地域協議会 (*21)	虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいを持つ児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された、市が運営する機関です。こども家庭センター（児童相談所）や警察、保育園、学校等の関係機関が子どもや家庭に関する情報を共有して支援内容を協議し、連携して支援しています。

加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画案

発行日 平成 年 月

発行 加東市

編集 加東市健康福祉部福祉総務課

〒673-1493

兵庫県加東市社 50 番地

TEL 0795-43-0408 FAX 0795-42-6862

URL <http://www.city.kato.lg.jp>